



三重県公報

令和6年8月2日（金）

第 537 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
552	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	2
553	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	4
554	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	5
	選 管 告 示		
31	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	5
32	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動の届出	(同)	6
	公 告		
	指定管理者の募集	(文 化 振 興 課)	7
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
	同件	(同)	9
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	9
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	10
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(文 化 振 興 課)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	11
	同件	(教 育 委 員 会)	11
	一般競争入札を行う旨	(警 察 本 部)	11

告 示

三重県告示第 552 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 8 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1**1 通知することができない者の氏名**

谷口 重一

2 通知の要旨**(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

津市芸濃町楠原字サフ谷 2446 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2**1 通知することができない者の氏名**

家木 国生

2 通知の要旨**(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

津市芸濃町楠原字サフ谷 2446 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3**1 通知することができない者の氏名**

川端 みちゑ

2 通知の要旨**(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

津市芸濃町楠原字サフ谷 2446 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

紀平 くに

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市芸濃町楠原字サフ谷 2446 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

嶋田 明

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市芸濃町楠原字サフ谷 2446 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

家木 愼

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市芸濃町楠原字サフ谷 2446 の 5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 7

1 通知することができない者の氏名

楠井 しげ子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市芸濃町楠原字サフ谷 2446 の 6、2446 の 14、字火打ヶ城 2404 の 9

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 553 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により玉城町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 8 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ 伊勢玉城店
度会郡玉城町久保 251 ほか

2 玉城町から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

周辺道路の交通に支障をきたさないよう、看板、標示、交通整理員等により、来店者を速やかに誘導し、交通渋滞が生じないよう対応すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

営業開始後、問題が発生しないよう関係法令を遵守し適正に対処すること。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 関係法令を遵守し適正に対処すること。

イ 来店者に対するゴミの投棄防止啓発、敷地外へのゴミの飛散防止に努めること。

(4) その他の事項

ア 周辺地域の生活環境に十分配慮し、予測以上の問題が発生した場合は、速やかに対応すること。

イ 雨水、排水を適切に処理するよう努めること。

ウ 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外となるため、工事の過程で埋蔵物の発見等があった場合、玉城町教育委員会まで連絡すること。

エ 駐車場からの騒音及び排気ガスを低減するため、来店者に対し自動車のアイドリング防止等について啓発すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年8月2日から同年9月2日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第554号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

令和6年8月2日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

神原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡大紀町神原

3 区域の土地の表示

度会郡大紀町神原字山下80番1の一部、81番の一部、82番の一部、83番の全部、84番1の一部、84番2の一部、85番の一部、86番の全部、87番の全部、88番の一部、157番1の一部、157番2の一部、161番の一部、162番の一部及び163番の一部の土地、字九郎山口158番の全部、159番の一部、692番の一部及び695番の一部の土地、字船ノ谷688番の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出及び第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和6年8月2日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
伊賀の笑顔を創る 浅川友和後援会	浅 川 友 和	浅 川 友 和	伊賀市猪田1279-1	令和6年 7月1日	
伊賀の未来を創る 会	竹 島 義 徳	浜 岡 瑞 子	伊賀市上野愛宕町1879	令和6年 6月13日	
倉田ひろよし後援 会	倉 田 弘 義	倉 田 人 子	三重郡菰野町大羽根園青 葉町18-9	令和6年 6月4日	
土井みほ子を応援 する会	土 井 美穂子	土 井 美穂子	三重郡菰野町大字菰野 1435	令和6年 5月27日	
日本一暮らしやす い菰野町を創る会	倉 田 弘 義	倉 田 人 子	三重郡菰野町大羽根園青 葉町18-9	令和6年 6月4日	
山岡和男後援会	山 岡 和 男	山 岡 和 男	三重郡菰野町大字竹成 791-5	令和6年 5月23日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事 項	新	旧	異動年月日	備考
---------	--------	----------	---	---	-------	----

参政党三重第1支部	蜂須賀 晃 生	主たる 事務所の所在地	松阪市松名瀬町 1095-2	伊勢市二俣 3-7-13	令和6年 3月8日	政党
		代表者	蜂須賀 晃 生	村 井 政 樹		
		会計責任者	笠 井 泰 子	川 村 洋 輝		
いなべ医師連盟	紀 平 隆 行	主たる 事務所の所在地	桑名市星見ヶ丘 九丁目 1108-8	いなべ市員弁町 大泉新田 5	令和6年 6月18日	
		代表者	紀 平 隆 行	渡 邊 治 彦		
		会計責任者	見 並 徹 也	齋 藤 雄 之		
桑名医師連盟	玉 井 琢 也	代表者	玉 井 琢 也	西 村 英 也	令和6年 6月26日	
		会計責任者	辻 理 玉	玉 井 琢 也		
鈴木とよし後援会	古 川 信 義	会計責任者	鈴 木 清 子	古 川 英 貴	令和6年 6月16日	
谷川孝栄を応援する会友孝の会	谷 川 孝 栄	主たる 事務所の所在地	熊野市木本町 635	熊野市木本町 633	令和6年 6月18日	
翼く三重の会	山 本 和 典	会計責任者	黒 田 智 之	金 田 泰 明	令和6年 6月4日	
平山せいいちろう後援会	平 山 正 一 郎	政治団体の名称	平山せいいちろう後援会	平山せいいちろうと桑名再生の会	令和6年 5月1日	
松阪地区薬剤師連盟	岩 瀬 晃 子	代表者	岩 瀬 晃 子	中 村 文 彦	令和6年 6月24日	
三重県歯科衛生士連盟	藤 森 悦 世	会計責任者	東 構 圭 子	大 森 年 江	令和6年 7月11日	
三重県商工政治連盟	安 藤 邦 晃	主たる 事務所の所在地	三重郡川越町大 字亀須新田 117	志摩市大王町波 切 1716-4	令和6年 6月1日	
		代表者	安 藤 邦 晃	坂 下 啓 登		
		会計責任者	安 藤 邦 晃	坂 下 啓 登		
三重県宅建政治連盟	後 藤 明 徳	会計責任者	井 上 隆 稔	檜 井 孝 明	令和6年 5月24日	
三重県電力総連政治活動委員会	山 本 和 典	会計責任者	黒 田 智 之	金 田 泰 明	令和6年 6月4日	
山本りか後援会	萩 原 量 吉	主たる 事務所の所在地	四日市市新正 4-21-11	四日市市新町 4-5	令和6年 4月1日	
		代表者	萩 原 量 吉	山 本 政 己		

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和6年8月2日

		三重県選挙管理委員会委員長		中	西	正	洋
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧			異動年月日
谷川孝栄	谷川孝栄を応援する会友孝の会	主たる事務所の所在地	熊野市木本町635	熊野市木本町633			令和6年6月18日

公 告

次のとおり三重県総合文化センター等（三重県総合文化センター、三重県総合博物館及び三重県立美術館）に係る指定管理者を募集します。

令和6年8月2日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 施設の概要

(1) 名称

ア 三重県総合文化センター（三重県立図書館を含みます。以下「センター」といいます。）

イ 三重県総合博物館（以下「総合博物館」といいます。）

ウ 三重県立美術館（以下「美術館」といいます。）

(2) 所在地

ア センター 三重県津市一身田上津部田1234番地

イ 総合博物館 三重県津市一身田上津部田3060番地

ウ 美術館 三重県津市大谷町11番地

(3) 規模等

ア センター

開 設 平成6年10月

敷地面積 62,224.9 m²

延床面積 46,305.8 m²（文化会館棟29,415 m²、生涯学習棟11,763 m²及び男女共同参画棟5,127 m²）

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造

イ 総合博物館

開 設 平成26年4月

敷地面積 38,884 m²

延床面積 11,705 m²

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造）及び免震構造

ウ 美術館

開 設 昭和57年9月

敷地面積 24,403.80 m²

延床面積 10,665.88 m²

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造

2 指定期間（予定）

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 各施設に係る広報等の業務

(2) センター（三重県立図書館を除きます。）の事業の実施に関する業務

(3) センター（三重県立図書館を除きます。）の施設及び美術館の県民ギャラリーの利用の許可等に関する業務

- (4) センター（三重県立図書館を除きます。）及び美術館の県民ギャラリーの利用料金の収受等に関する業務
- (5) センター、総合博物館及び美術館の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (6) その他センター、総合博物館及び美術館の管理上必要な業務
- 4 指定管理者の資格に関する事項
- 法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。
- 5 申請の手続等に関する事項
- (1) 申請の方法
- 申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
- (2) 募集要項の配布方法
- 7の場所で、令和6年8月2日（金）から同月16日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日は除きます。）の午前9時から午後5時まで配布します。
- なお、郵送を希望する場合は着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、7の場所宛てに令和6年8月9日（金）午後5時までに到着するようにお申し込みください。
- (3) 現地説明会
- 令和6年8月26日（月）午後1時30分からセンターにおいて、同月27日（火）午前9時30分から美術館において、同日午後から総合博物館において行います。詳細については、募集要項を参照してください。
- (4) 申請書類の受付
- 7の場所へ、令和6年9月2日（月）から同月18日（水）までの間に持参又は郵送してください。
- なお、持参の場合は、三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和6年9月18日（水）午後5時必着とします。
- 6 選定及び指定の方法
- 提出された申請書類を基に三重県総合文化センター等指定管理者選定委員会（三重県総合文化センター指定管理者選定委員会及び三重県総合博物館等指定管理者選定委員会）で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。
- 7 担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 小川、須藤
電話 059-224-2233
ファクシミリ 059-224-2408
電子メール bunka@pref.mie.lg.jp

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年8月2日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

久居市風早池土地改良区（津市久居明神町2404番地）

退任理事

津市高茶屋小森町1394番地19

〃 久居北口町827番地3

〃 久居明神町1364番地3

〃 〃 1475番地

〃 〃 1490番地

〃 〃 1499番地3

〃 〃 2404番地

〃 戸木町1905番地

〃 〃 1932番地

藤 原 豊

池 田 壽

杉 山 哲 也

宇 陀 吉 和

丹 羽 秋 廣

宇 陀 千 秋

谷 口 茂 夫

野 崎 昭 伸

小 田 晃 生

津市戸木町 2054 番地 2

〃 〃 2097 番地 1

〃 〃 7706 番地 2

轟 万 明

印 田 庄 司

深 谷 豊

退任監事

津市庄田町 1181 番地

〃 久居明神町 1362 番地

〃 戸木町 2303 番地

永 田 喜代治

垣 野 隆 生

中 谷 哲 之

就任理事

津市片田新町 47 番地 6

〃 高茶屋小森町 1394 番地 19

〃 久居北口町 827 番地 3

〃 久居明神町 64 番地 9

〃 〃 1364 番地 3

〃 〃 1475 番地

〃 〃 1499 番地 3

〃 〃 2404 番地

〃 戸木町 1870 番地

〃 〃 1905 番地

〃 〃 2303 番地 2

〃 〃 3499 番地

竹 仲 豊

藤 原 豊

池 田 壽

池 田 貴 浩

杉 山 哲 也

宇 陀 吉 和

宇 陀 千 秋

谷 口 茂 夫

茂 山 道 夫

野 崎 昭 伸

中 谷 義 和

内 田 秀 和

就任監事

津市庄田町 2453 番地 2

〃 久居明神町 1362 番地

〃 戸木町 1796 番地

岸 江 芳 夫

垣 野 隆 生

松 永 正 春

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 8 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 6 年 3 月 20 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

3 作業地域

南牟婁郡紀宝町神内

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 6 年 8 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（1 級水準測量）

2 作業期間

令和 6 年 7 月 19 日から令和 7 年 3 月 7 日まで

3 作業地域

四日市市の一部、桑名市の一部、桑名郡木曾岬町の一部、三重郡朝日町の一部及び同郡川越町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 5 月 31 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 8 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
員弁郡東員町大字大木、同町大字鳥取及び同町大字八幡新田

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 8 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 7 月 22 日	員弁郡東員町大字八幡新田字前供 94-1 ほか 1 筆	桑名市東正和台 3-8-6 ドルチェ 206 館 達也
令和 6 年 7 月 22 日	三重郡菰野町大字川北字新明 2952-2	三重郡菰野町大字川北 592-1 萩 稜太
令和 6 年 7 月 23 日	員弁郡東員町大字中上字前川原 1534-8 ほか 1 筆	員弁郡東員町大字中上 1534-1 山岡 将史
令和 6 年 7 月 24 日	いなべ市大安町高柳字辻 2069-1、字村前 2078-1 ほか 5 筆及び字嶋 2259-4 ほか 4 筆	四日市市ときわ 1 丁目 7-14 大和ハウス工業株式会社三重支店 支店長 鈴木 康夫
令和 6 年 7 月 24 日	いなべ市大安町石樽東字下百合沢 2011-2 ほか 1 筆	愛知県安城市三河安城町一丁目 8-4 スギホールディングス株式会社 代表取締役 杉浦 克典
令和 6 年 7 月 24 日	多気郡明和町大字坂本字西垣外 1249-6・1249-7 合併 ほか 1 筆及び字防山 1253-19	松阪市嬉野津屋城町 895 有限会社伊藤工務店 代表取締役 伊藤 明良

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 8 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和 6 年度環生第 1 号三重県総合文化センターサブ変電所 S S-1 電気部品取替
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部文化振興課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和 6 年 7 月 18 日
- 4 落 札 者 三重県桑名市大字繁松新田 31 番地 2
株式会社六晃電気産業 代表取締役 水越 多加夫
- 5 落 札 金 額 入札価格 74,700,000 円
契約金額 82,170,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 6 年 5 月 31 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 8 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和 6 年度環生第 2 号三重県総合文化センターサブ変電所 S S-2 電気部品取替
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地

	三重県環境生活部文化振興課
3 落札者決定日	令和6年7月18日
4 落札者	三重県桑名市大字繁松新田31番地2 株式会社六晃電気産業 代表取締役 水越 多加夫
5 落札金額	入札価格 54,700,000 円 契約金額 60,170,000 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和6年5月31日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年8月2日

三重県知事 一 見 勝 之

1 特定役務の名称	令和6年度環生第3号三重県総合文化センターサブ変電所SS-3電気部品取替
2 担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部文化振興課
3 落札者決定日	令和6年7月23日
4 落札者	三重県津市あいつ台4丁目7番地7 三重電業株式会社 代表取締役 楠 幸治
5 落札金額	入札価格 49,000,000 円 契約金額 53,900,000 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和6年5月31日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年8月2日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

1 特定役務の名称	ネットDE研修システム更新及び保守運用業務委託契約
2 担当部局	津市大谷町12番地 三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課
3 落札者決定日	令和6年7月17日
4 落札者	東京都千代田区神田小川町三丁目20番地 株式会社インソース 代表取締役 舟橋 孝之
5 落札金額	入札価格 24,460,000 円 契約金額 26,906,000 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和6年5月10日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年8月2日

三重県警察本部長 難 波 正 樹

- 1 入札に付する事項
 - (1) 案件名
車両捜査支援システムのデータ通信回線（無線）使用契約
 - (2) 契約の特質等
本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 契約期間等
ア 契約期間

契約締結日から令和 14 年 2 月 29 日（日）まで

イ 回線開通期限

令和 7 年 2 月 1 日（土）

ウ 運用期間

令和 7 年 2 月 1 日（土）から令和 14 年 2 月 29 日（日）まで

(4) 履行場所（納入場所）

三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部 5 階機械室外

※ 履行場所の詳細は、競争入札参加資格確認申請をした希望する者に別途示します。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、4(4)の機器等リスト（別記様式）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条に定める総務大臣の登録を受けている事業者であること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書及び(4)に掲げる機器等リストを令和 6 年 8 月 21 日（水）12 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)、(4)（最終版）、(5)及び(6)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 機器等リスト（別記様式）

提出された機器等リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札参加資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクのおそれがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器確認に 2～3 週間を要する見込みです。

(5) 2(2)エに関する登録を受けている事業者であることが分かる書類の写し

(6) 明細書

※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 平山

電話 059-222-0110 (内線) 2264 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和6年9月12日(木)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年9月9日(月)17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年9月9日(月)17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年9月12日(木)14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年9月12日(木)14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 車両捜査支援システムのデータ通信回線(無線)使用契約入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年9月12日(木)14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Vehicle Investigation Support System Wireless Data Communication Contracts

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, September 12, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Thursday, September 12, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Thursday, September 12, 2024.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514
TEL:059-222-0110 (EXT. 2264)
FAX:059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
